

火災気象通報（乾燥・強風）が同時に発表されている時は、焼却は控えるようご協力お願いします。

火災気象通報とは

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合に発表されるものです。発表された場合、「火の取り扱い」には十分注意しましょう。

火災気象通報の種類は 3 種類 ～ 毎朝5時と臨時で発表される。

1. 火災気象通報 乾燥・強風 … 焼却は控えるようお願いします。
2. 火災気象通報 乾燥
3. 火災気象通報 強風

※火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出

野焼き等をする場合は、消防署への届出が必要です。
「火災予防条例」でも義務づけられていますが、野焼き等の煙・炎を火災と間違えて通報され出動することを防ぐ等、消防がその行為を把握するためのものです。

必ず届出をしてください。

【お問い合わせ】 佐伯市消防署 予防係 22-3301